

2024

御南まんまるこども園 重要事項説明書

Minan-Manmaru kodomoen disclosure statement

教育・保育テーマ：

『未来を創る保育Ⅵ～乳幼児の発達を見通した持続的な関わりから、子どもの意欲と自立心を育む～』



The Wave to the Future

2024年2月20日 笹ヶ瀬川にて撮影

1 事業の目的

御南まんまるこども園は、以下の運営方針に基づき、教育・保育事業や子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営方針

御南まんまるこども園は、認定こども園法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令を遵守した運営を行うなかで、落ち着きと安らぎのある、また安全で伸び伸びと活動できる園内環境と雰囲気大切に、生活の基盤とします。

すべての保育教諭は、すべての子どもに愛情を注ぎ、くつろげる環境を用意し、安心できる家庭的な雰囲気をつくる必要があります。その中で、保育教諭は、子どもの思いを十分に受け止め、満たしていきます。また、良きモデルとして子どもとともに活動し、多様な経験をとおして小学校以降の深い学びにつながる思考力の芽生えを培うとともに、保護者に対する支援や地域の子育て支援も行います。その中で、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の目標を達成していきます。

3 地域の概要

御南まんまるこども園のある北区田中地区は、笹ヶ瀬川の東方面に位置し、特に市街化が進んだ地域です。周囲には御南西公民館や田中南公園、近隣には御南中学校や西支援学校があり、福祉・教育の街として教育資源がとても充実しています。利便性では、近年開通した岡山西バイパスが近く、JR北長瀬駅も徒歩圏内です。こうした豊かな地域資源と人的資源を活かし、地域交流や園外活動の充実を図っていきたくと考えています。

4 施設の特徴

御南まんまるこども園（以下、本園）の前身である御南保育園分園は、平成21年に保育所分園施設として開園し、地域に根ざした3歳未満児の専門施設として、乳児保育の特性を活かした保育と地域における子育て支援を展開してきました。

平成29年4月、姉妹園である御南保育園の幼保連携型認定こども園移行に伴い、施設を分園から岡山市の認可保育園に変更し、園名を『御南第二保育園』に変更して0歳児から小学校就学前までの子どもを受け入れる施設（定員40名）としました。

平成30年4月、大規模な改修工事と園舎増築工事を行い、定員を40名から110名に大幅に増員して積極的に園児の受け入れを行い、岡山市の待機児童の軽減に取り組みました。

平成31年4月、保育園から幼保連携型認定こども園に移行し、新しく1号認定15名を加えて、園名を『御南まんまるこども園』に変更しました。

本園は、旧御南保育園の頃から培ってきた『保育の理念・方針』を基幹としつつ、地域の豊かな自然環境や利便性を活かした、地域を愛し、愛される質の高い教育・保育を創造し、展開していきたくと考えています。

なお、本園の運営は笹ヶ瀬川西側の今保地域にある御南認定こども園と同一法人である社会福祉法人橘会が行っています。

5 御南まんまるこども園教育・保育基本方針

1) 教育・保育目標

- ① 十分に養護の行き届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 生きていく基礎としての体力・気力を育てる。
- ③ 自然の中で美しさやすばらしさや不思議さに感動したり心を動かしたりする感性（センス・オブ・ワンダー）を育てる。
- ④ 自然のサイクルの実感や自然に生かされている感覚を育てる。
- ⑤ 日本の伝統や文化に触れ、大切にすることを育てる。
- ⑥ 感動したことを表現する心を育てる。
- ⑦ 自分で考え、あるいは、自分たちで考え話し合っ、学びに向かう力、生活を創っていく力をつける。
- ⑧ 他を応援する、年下の子のために仕事をする子に育てる。
- ⑨ ありがとうの気持ちを育てる。
- ⑩ 保護者の方々と共に子ども達を育てたい。

2) 目指す子ども像

生きていく基礎としての体力・気力が備わっている。そして、自分で考えて、あるいは、自分たちで考え話し合っ、学びに向かう力、生活を創ろうとする姿勢を持ち、その中で、自らを表現しようとする。また、自然を愛し、自然のすばらしさに感動したり、自然の不思議さに心を動かしたりする豊かな感性を持ち、やがて人は自然に生かされている、人は支え合っていると実感して、周りの世界への信頼感や希望を得ることができる。こうした資質・能力を持つ子どもが目指す子ども像である。

3) 教育・保育方法の基本

- 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- 子どもの生活リズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮する。
- 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。
- 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

4) 教育・保育内容の構成の仕方

養護面では、生命の保持、及び情緒の安定を常に意識した『安全、安心な保育環境づくり』を心がけます。

教育面では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を参考に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に記載されているねらい及び内容の達成と、園独自の教育・保育目標の達成を目指し、以下の6つのテーマで保育内容を構成します。また、保育実践は、適切な評価の観点に基づく自己評価と改善を図り、保育の質の向上に努めます。

①体力・気力の育ちを支える戸外遊び

朝の心地よい風と太陽の光の中で、多様な運動遊びを通して体力・気力の充実を図り、生涯を通して柔軟で、力強く、安定した体づくりを行う。また、そのことを全員で行うことでクラスとしての一体感や達成感、また、集団行動の中でしてよいこととわるいこと、きまりを守ることの大切さに気づき、自己を調整する力を育てる。

②センス・オブ・ワンダーの感性を育む自然体験

子ども達の美意識やセンス・オブ・ワンダーの感性が豊かに育まれる自然体験を重視する。笹ヶ瀬川などの身近な環境を用いた自然観察や散策活動、園内の畑を用いた季節の野菜の栽培などの原経験から五感を使って自然の美しさや不思議さ、生き物や植物のライフサイクルを実感し、小さな命の大切さに気づき、地域を愛する心を育てる。

③生活を創る力の育成

年齢発達に応じた生活リズムを整える中で、基本的な生活習慣の自立を目指す。

また、毎朝クラス毎に歌をうたい、歌に込められた大切な心情をとらえ、表現し、心地よさが実感できるようにする。その後、朝の会を行い、自分達で考え、話し合っ生活生活を創っていく力と、見通しをもって自発的に生活する力を育てる。夕方の帰りの会では一日の振り返りをし、翌日の期待へと繋げることを重視する。

④夢中になれる造形遊び

描画活動や粘土等の造形活動は、2歳以上児クラスはアトリエを使用して、様々な素材や表現方法に触れてダイナミックに楽しむ中で、子ども達の素直な気持ちや制作意欲が途切れることなく、継続して取り組めるように環境を整える。0・1歳児クラスは保育室で季節や年齢発達に沿った材料や用具を使って伸び伸びと自由な表現遊びを楽しむ。

⑤計画的な園外保育

園外保育は、安全に十分に配慮した中で、季節によって表情を変える環境に出向き、そこでしか得られない多様な体験を重ねる中で、子ども一人一人の小さな発見やつぶやきを保育教諭が受け止め、共感し、受容しながら、小学校以降の学びに向かう力や知的好奇心を豊かに育てる。

⑥御南認定こども園、及び地域との交流

姉妹園（御南認定こども園）との持続的な交流をとおして、同年齢児や異年齢児から互いに刺激を受け合い、親しみや憧れの気持ちが持てるようにする。また、地域の公民館や小学校にも足を運び、同じ学区内に生活する人々や小学生に優しく声をかけてもらったり、一緒に遊んでもらったりする経験を通して、社会とのつながりを実感し、地域を愛する心、他者を信頼する心を育てる。

5) 教育・保育形態

年齢毎にクラスを編成し、教育・保育をするが、年下の子どもが年上の子どもや保育教諭等の姿を見て、憧れや目標の明確化ができるように、また、年上の子どもが年下の子どもの生活を整えたり、子ども同士で応援し合ったりできるように、異年齢交流のできる形態を重視する。

6) 小学校との連携

①子どもの生活や発達の連続性を踏まえて、児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等の連携を図る。

②子どもの育ちを支えるための資料を園から小学校へ送付する。(幼保連携型認定こども園園児指導要録)

7) 保育教諭の力量形成とそのための研修機会の確保

職員は、職位や職務内容等を踏まえた研修に参加し、自身の専門性の向上を図るとともに、園の課題を理解し、それを解決することができる実践力を身に付けるよう努める。また、園内研修や外部講師による勉強会は、計画的且つ持続的に実施し、すべての職員に学びの機会を保障する。大学や外部支援者との保育実践研究を推進し、保育現場に有用な研究には積極的に協力する。なお、教育・保育の根幹である保育の全体的な計画は、全職員によるカリキュラムマネジメントにより十分吟味の上、随時見直しを図り、質の高い教育・保育が維持・発展されるよう努める。

8) 子育て支援事業

延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型）を実施する。

6 運営法人の概要

事業者名称	社会福祉法人 橘会
代表者氏名	理事長 渡邊 祐三
法人所在地	岡山市北区今保 247 番地の 1 御南認定こども園内
法人連絡先	TEL 086-244-6100 / FAX 086-244-6230 Mail minan-h@arion.ocn.ne.jp

7 御南まんまるこども園の沿革

平成 14 年 4 月 1 日 ○ 社会福祉法人橘会 御南保育園認可 開園
・定員 90 名・幼保一体型施設・特別保育事業を実施
(延長保育、一時保育、地域子育て支援センター)

平成 15 年 4 月 1 日 ○ 定員 120 名に変更

平成 21 年 4 月 1 日 ○ 御南保育園分園 開園
・定員 30 名 (対象 3 歳未満児)
・開園に伴い支援センターを分園に移設
・特別保育事業を実施 (本園に準じる)

平成 24 年 4 月 1 日 ○ 分園定員 40 名に変更

- 平成 25 年 3 月 15 日 ○ 分園の園舎増築完了
- 平成 29 年 4 月 1 日 ○ 御南保育園の幼保連携型認定こども園『御南認定こども園』
移行に伴い、御南保育園の名称、所在地、定員を変更
- ・名称 御南第二保育園
 - ・所在地 岡山市北区田中 165 番地の 103
 - ・定員 40 名
- 平成 29 年 6 月 30 日 ○ 分園増築園舎解体及び厨房改修工事完了
- 平成 30 年 1 月 31 日 ○ 御南第二保育園の園舎増築完了
- 平成 30 年 4 月 1 日 ○ 定員 110 名に変更
- 平成 30 年 10 月 17 日 ○ 御南第二保育園 第 2 園庭取得
- 平成 31 年 4 月 1 日 ○ 御南まんまるこども園認可 開園
- ・定員 125 名（1 号認定 15 名、2・3 号認定 110 名）

8 御南まんまるこども園の概要（令和 6 年 2 月現在）

名 称	御南まんまるこども園	
園 長	渡邊 祐三	
所 在 地	岡山市北区田中 165 番地の 103	
連 絡 先	TEL 086-244-6111 / FAX 086-244-2111 Mail minan-h.2@blue.ocn.ne.jp	
建 設	社会福祉法人橘会（設計）株式会社 創和設計（施工）株式会社 荒木組	
構 造	鉄骨造	
敷地面積	1553.47 m ²	
延床面積	713.51 m ²	
所 要 室	乳児室、保育室（4 室）、遊戯室、アトリエ、給食室、相談室、事務所 等	
利用定員	満 3 歳児以上～就学前の子ども	15 名（1 号認定） 57 名（2 号認定）
	満 1 歳以上～満 3 歳未満の子ども	38 名（3 号認定）
	満 1 歳未満の子ども	15 名（3 号認定）
	<保育対象年齢 6 ヶ月から就学前まで>	
地域子ども・ 子育て支援事業	延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型）	
嘱託医	内科	青山こどもクリニック 医師 山田 幸平 （岡山市北区田中 625-8）
	歯科	今保ファミリー歯科 歯科医 宮城 淳 （岡山市北区今保 244-8）
	薬剤師	ゆずりは薬局三浜店 薬剤師 加倉井 元子 （岡山市南区三浜町 1 丁目 6-11）

9 提供する教育・保育の内容

御南まんまるこども園（以下、本園）は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）及び、園が定める全体的な計画に基づき、以下の保育その他便宜の提供を行います。

1) 特定教育・保育及び延長保育事業の提供（2号・3号認定）

『11 教育・保育時間』に記載する時間において保育を提供します。

詳細は別添資料①『延長保育の利用について』をご確認ください。

2) 一時預かり事業（幼稚園型）の提供（1号認定）

本園に在籍する1号認定子どもに対して、保護者の心理的、身体的疲労の軽減、疾病、出産、勤務形態の多様化に伴い、一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる環境の整備を図り、保育を実施します。

詳細は別添資料②『一時預かり事業（幼稚園型）の概要』をご確認ください。

10 利用の開始または利用の終了に関する事項

1) 利用の開始について（2号・3号認定）

概要については『令和6年度 保育利用ガイド』をご確認ください。

（問い合わせ先：岡山市岡山っ子育成局 保育・幼児教育部）

御南まんまるこども園（以下、本園）の利用には、居住する市町村にて保育必要事由に該当する認定を受け、岡山市の利用調整を経なければなりません。その後、本園で園の嘱託医師による健康診断と面接を受けていただき、最終的に岡山市の施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。また、居住する市町村に本園の利用申込をされる場合には、事前に施設見学をしていただくなど、本園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。利用決定した後は本園に対し、必要書類を提出していただきます。

※住所、氏名、電話、保護者の就労状況、家族構成等に変更が生じた場合は、速やかに岡山市に『変更届』を提出しなければなりません。すぐに園へ連絡してください。

2) 利用について（1号認定）

概要については『令和6年度 教育利用ガイド』をご確認ください。

ただし、利用申込みのあった1号認定児の総数が利用定員の総数を超える場合は、設置者の理念に基づく選考の他、以下の選考基準を用いて総合的に判断します。

①保護者は園の教育・保育方針及び内容を理解し、納得し、協力することができる。

また、その上で、本園の定める決まりを遵守することができる。

②子どもは安定的に集団生活を送ることができる。

③御南認定こども園・御南まんまるこども園に兄や姉が在園している。

④御南小学校区、御南中学校区、または近隣の小学校区に居住している。

⑤その他、園長が優先するべきと判断した場合による。

3) 利用の終了について

本園の利用は、以下の理由により終了します。

- ①園児が小学校に入学するとき。
- ②支給認定保護者が、法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
- ③支給認定保護者から退園の申出があったとき。なお、『退園届』は退園希望月の前月 **10日まで**に必ず園に提出してください。
- ④本園の教育・保育方針に反し、本園からの指導にも関わらず、改善が認められないとき。
- ⑤本園で定めた規則に反し、本園からの指導にも関わらず、改善が認められないとき。
- ⑥その他、本園の利用の継続について重大な支障や利用継続困難な理由があるときには契約を解除することがある。

1 1 教育・保育時間

1) 教育・保育時間について

平日	種別	時間	備考
通常教育・保育時間	1号	8:45~14:00	登園時間 8:30~
	2号・3号保育短時間認定	8:30~16:30	
	2号・3号保育標準時間認定	7:00~18:00	
延長保育※	2号・3号保育短時間認定	7:00~ 8:30	200円(1回につき)
		16:30~18:00	200円(1回につき)
	2号・3号保育標準時間認定	18:00~19:00	600円(随時)・3,500円(登録)
土曜日	種別	時間	備考
通常教育・保育時間	2号・3号保育短時間認定	8:30~16:30	原則利用できない
	2号・3号保育標準時間認定	7:00~18:00	土曜は延長なし

1 2 教育・保育を行う日及び行わない日

1) 教育・保育を行う日

月曜日から土曜日までとする。但し、1号認定児は月曜日から金曜日までとする。

2) 本園の休業日

- ①年末年始(12月29日から31日及び翌年1月1日から3日まで)
- ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- ③日曜日

但し、園長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

3) 1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない日

- ①学年始休業日 4月1日から4月3日まで
- ②夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- ③冬季休業日 12月29日から1月3日まで
- ④学年末休業日 3月29日から3月31日まで
- ⑤土曜日

但し、園長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

4) その他

非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

園が所在するエリアに警報・注意報・避難情報等が発令された時の対応については、岡山市より通知された以下のような対応を行なう。

【1号認定】

原則として、園が所在する学区の小学校等と同様の対応を行います。午前7時00分の時点で「各特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令及び震度5弱以上の地震発生がありましたら、園から連絡がなくても休園になります。登園後、発令された場合はお迎えをお願いします。岡山市の避難情報で、警戒レベル3以上の発令時は休園になります。

【2号・3号認定】

		開園予定時刻の1時間前から開園までの間の発令 (6:00~7:00)	開園中の発令
気象警報 注意報 (気象庁)	注意報	通常保育	通常保育を継続
	警報	<u>開園しますが、できるだけ家庭保育をお願いします</u>	<u>通常保育を継続しますが、できるだけお迎えをお願いします</u>
	特別警報	休園(終日)	保育を中止し、園で待機または避難場所へ避難します。お迎えをお願いするので、できるだけ早くお迎えをお願いします
避難情報 (岡山市)	警戒レベル3 高齢者等避難	休園(終日)	保育を中止し、園で待機または避難場所へ避難します。お迎えをお願いするので、できるだけ早くお迎えをお願いします
	警戒レベル4 避難指示	休園(終日)	
	警戒レベル5 緊急安全確保	休園(終日)	

※気象警報・注意報と避難情報(警戒レベル)が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した対応を行います。

※特別警報、高齢者等避難、避難指示が発表されていない場合でも、園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は、休園することがあります。

※地震が発生した場合

- ・震度5弱以上の地震が開園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、休園(終日)します。
- ・開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。(お迎えまでは、津波警報等の情報に留意しながら原則保護者に安全に引き渡しができるまで、園又は避難場所等で待機をします。)

1.3 共同保育について

共同保育とは、保育所等において、土曜日やお盆、年末年始等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1ヵ所で保育を行うことです。

御南まんまるこども園と姉妹園の御南認定こども園は、教育・保育目標が同じで、園児・職員間の交流もあり、同小学校区内で距離も近いことから共同保育を行っています。実施にあたっては両園が連携し、保育環境や職員配置等において、利用する園児とその保護者に負担を与えないよう十分に配慮します。尚、実施日・期間等は、両園で利用状況等を踏まえて決定します。

1.4 費用徴収について

1) 口座引き落とし

①保育料（3号認定）

- ◎保育料は園児が居住する市町村が定める額とし、保育料の引き落としは毎月10日とします。10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は金融機関の翌営業日となります。
- ◎利用する金融機関は【ゆうちょ銀行】とし、契約支店は【白石支店】となります。
- ◎口座名義は家族名義・園児名義、どちらでも構いません。
- ◎正当な理由なく保育料の滞納が続いた場合には退園となる場合があります。

②給食費（1・2号認定）※3号認定の給食費は保育料に含まれています。

- ◎給食費の引き落としは毎月10日に【ゆうちょ銀行からの引き落とし】とします。10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は金融機関の翌営業日となります。
- ◎1号認定の給食費は、5,500円/月額【副食費4,500円・主食費1,000円】です。
*8月を除いて毎月徴収します。
- ◎2号認定の給食費は、6,500円/月額【副食費5,500円・主食費1,000円】です。
*毎月徴収します。
- ◎正当な理由なく給食費の滞納が続いた場合には退園となる場合があります。
- ◎但し、年収360万円未満相当の世帯及び第3子¹⁾以降の子どもについては、副食費の負担はありません。²⁾
 - 1) 年収360万円未満相当の世帯及び第3子の子どもの算定基準は、岡山市が利用者負担額を決定する際の基準と同じ基準となります。
 - 2) 副食費負担のない世帯には、岡山市より通知があります。

③毎月の諸費と上乗せ徴収（4・5歳児）について

保護者会費（保護者会より委託）、月刊誌代、1号・2号認定（3歳児以上）は給食費【副食費・主食費】を徴収します。その他、4歳児は英語レッスン費用の一部として、11月より一人につき月600円を徴収します（原則全員参加）。また、5歳児は英語レッスン費用の一部として、一人につき月600円、硬筆教室費用の一部として、一人につき月600円、体操教室費用の一部として、9月より一人につき月600円を徴収します（原則全員参加）。

学年	クラス	保護者 会費	月刊誌代	1号【副食費・主食費】	上乗せ徴収	合計
				2号【副食費・主食費】		
0歳児	もも	1,000	410	—	—	1,410
1歳児	さくらんぼ	1,000	460	—	—	1,460
2歳児	ちゅうりっぷ	1,000	460	—	—	1,460
3歳児	みかん	1,000	460	1号 (4,500+1,000) 2号 (5,500+1,000)	—	1号 6,960 2号 7,960
4歳児	ますかっと	1,000	470	1号 (4,500+1,000) 2号 (5,500+1,000)	英語 600 (11月より)	1号 6,970 (7,570) 2号 7,970 (8,570) ※()は11月以降
5歳児	あじさい	1,000	470	1号 (4,500+1,000) 2号 (5,500+1,000)	英語 600 硬筆 600 体操 600 (9月より)	1号 8,170 (8,770) 2号 9,170 (9,770) ※()は9月以降

※1号認定の8月の給食費は徴収しません。

2) 実費徴収

①スポーツ振興センター加入金

園で発生した事故等についての保険の負担額 200円 を年度当初に徴収します。

②その他、雑費・用品・行事費等はその都度徴収します。

用品金額の詳細については、『用品注文書』をご確認ください。

③一時預かり（幼稚園型）保育料

対象	コース	利用時間	利用料金
1号認定児	通常一時預かり	14:00～16:30	500円+おやつ代(100円)
	長期休業日	8:45～14:00	無料 *給食費300円別途必要
		14:00～16:30	500円+おやつ代(100円)
	早朝一時預かり	7:00～8:30	200円
	夕方一時預かり	16:30～18:00	200円

※無償化の対象になるためには、認定申請書の提出が必要です。詳しくは就園管理課【086-803-1432】にお問い合わせください。

④延長保育料

保育標準時間認定子どもの保育が午後6時以降に及ぶときは、保護者は随時600円を超過保育料として園に納めるものとします。※月額登録3,500円

保育短時間利用認定子どもにあっては、午前7時00分から午前8時30分までの1時間30分、午後4時30分から午後6時00分までの1時間30分はそれぞれ延長保育となり、保護者はそれぞれ200円を超過保育料として園に納めるものとします。

1.5 職員体制

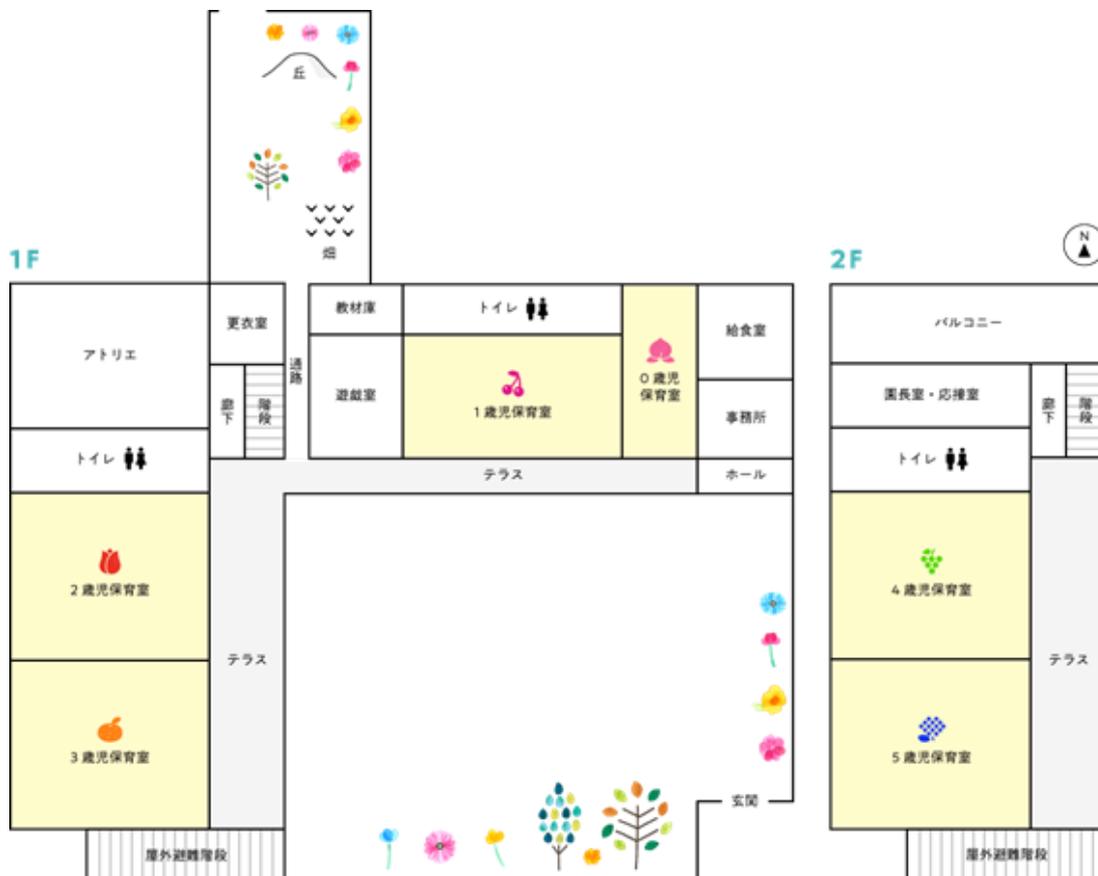
職名	人数	職名	人数
園長	1名	看護師	1名
副園長	1名	事務員	1名
主幹保育教諭	1名	園内科医	1名
指導保育教諭	2名	園歯科医	1名
保育教諭	21名	園薬剤師	1名
栄養士・調理師・調理員	5名	育児休暇中	1名
保育補助（用務員含む）	1名	合計	38名

※当園は、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）」に定める職員配置基準を遵守するため、利用定員を超過して園児を受け入れる場合等においても、上記に定める職員数のほか、必要に応じて職員を配置することとしています。

1.6 クラス編成

年齢	クラス（3号認定）	帽子の色	年齢	クラス（1・2号認定）	帽子の色
0歳	もも組	桃	3歳	みかん組	橙
1歳	さくらんぼ組		4歳	ますかっと組	緑
2歳	ちゅうりっぷ組	赤	5歳	あじさい組	青

園舎見取り図



17 デイリープログラム

時間	もも・さくらんぼ・ちゅうりっぷ組児の一日	みかん組以上児の一日
7:00	早朝保育児登園始まり	○1号児 早朝一時預かり(～8:30)
8:00	○登園始まり ○挨拶・個別健診(もも組検温) ○遊び(保育室でコーナー遊び)	○1号児 登園始まり(8:30～)
8:45	○室内遊び又は戸外遊び ○おやつ ○歌	○戸外遊び(田中南公園、又は園庭) ・縄跳び ・好きな遊び ・水やり
10:00	○設定保育	○入室、お茶
10:30	○遊び	○歌 ○朝の会、年齢別保育活動
11:00	○昼食準備、及び昼食	
11:30		○昼食準備、及び昼食
12:30	○午睡	※5歳児の午睡はありません。 ○(5歳児)遊びやクラス活動 外部講師によるレッスン等
14:30	○目覚め(もも組・さくらんぼ組は検温) ○絵本の読み聞かせ	○1号児 降園(14:00)
15:00	○おやつ ○帰りの会	○通常一時預かり (～16:30)
15:45	○戸外遊び、又は室内遊び	
16:30	○入室	○通常一時預かり終了(16:30)
17:00	○降園始まり	※希望児は夕方一時預かり
18:00	○延長保育始まり ○軽食	○夕方一時預かり(～18:00)
19:00	○延長保育終了 ※土曜日の延長保育はありません。	

※クラス・季節等により多少の時間は変更します。

※記載している内容はあくまでも大まかな目安です。

18 主な年間行事予定

テーマ	月	行事内容
生活を楽しむ	4月	・一学期始業式 ◇入園式（新入園児親子・5歳児） ・自然保護センター遠足（4・5歳児） ◇保育参観（5歳児） ◇個人懇談（5歳児） ・交通安全教室（5歳児）
	5月	・池田動物園遠足（3・4歳児） ◇保育参観（3・4歳児） ◇個人懇談（3・4歳児） ・内科眼科健診（全クラス）
いろいろな遊びを楽しむ	6月	・歯科健診（全クラス） ◇生活保育参観（1・2歳児） ・プール開き ◇個人懇談（1・2歳児）
	7月	・渋川マリン水族館遠足（2・3歳児） ・七夕まつり ・一学期終業式
	8月	◇プール参観（4・5歳児） ◇星空サマーコンサート（5歳児）【地域交流】
主体的に生活する力を育む	9月	・二学期始業式 ◇運動会（3歳以上児） ◇保育参観（0歳児）
	10月	◇運動会ごっこ（1・2歳児） ・自然保護センター遠足（4・5歳児） ◇親子藍染め体験（5歳児親子） ・交通安全教室（4・5歳児）
楽しんでイメージの世界を広げて表現活動を楽しむ	11月	・大原美術館見学（5歳児） ・池田動物園・運動公園遠足（3歳児） ・内科健診（全クラス） ・ミニプレイミュージアム【地域交流】 ・消防車見学（全クラス）
	12月	◇音楽会ごっこ（3・4歳児） ・クリスマス会 ・おもちつき ・二学期終業式
持つ 未来に向かって夢や希望を	1月	・三学期始業式 ・七草 ◇音楽会（5歳児） ・とんど ◇個人懇談（5歳児） ・交通安全教室（5歳児） ・伝承遊び大会（3歳以上児）
	2月	・節分 ◇保育参観（1・2歳児） ◇体操・硬筆自由参観（5歳児）
	3月	・ひなまつり ◇生活保育参観（0歳児） ◇英語自由参観（5歳児） ・池田動物園遠足（1・2歳児） ◇卒業式（5歳児親子）
◎日課としている活動 : 縄跳び、歌、読書など ◎毎月の行事 : 身体測定、避難消火訓練、誕生会など ◎その他 : 笹ヶ瀬川プロジェクト（複数回） 小学校との計画的な交流 地域との交流（サツマイモのつる植え・収穫祭等） 地震避難訓練、水害避難訓練、不審者対応避難訓練		

◇ : 保護者参加行事

【地域交流】: 地域（御南認定こども園や地域）との交流行事

19 給食について

1) 当園の給食の方針

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とします。また、園児が自らの生活や体験を通じて、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つよう、子どもと調理員の関わりや、当番活動など、食に関わる保育環境に配慮し、食材は地産地消及び一部を除き国産で新鮮且つ良質のものを吟味して仕入れ、手作り調理をすることとします。

2) 昼食・おやつ

3歳以上児は昼食と午後のおやつ、3歳未満児は昼食と午前午後のおやつを提供します。また毎月のお誕生会はバースデーケーキと季節感を盛り込んだ行事用の献立になります。保護者の方へは、毎月末に翌月の献立表を配布します。

3) アレルギー等への対応

給食における食物アレルギーへの対応は『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（厚生労働省 平成31年4月改訂）に沿って、保護者と打ち合わせの上、除去食、代替食、弁当対応とします。また、除去食の解除は、園で提供されるすべての調理形態で摂取可能になり、家庭で安全に摂取できることが確認されてから給食においても解除することを基本とします。診断書及び別添資料③『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』（指示書）の提出が必要です。また、必要に応じて『食事持参に関する同意書』『除去食解除連絡票』を提出していただきます。

4) 衛生管理等

特定給食施設事業開始届を岡山市保健所へ届出済です。調理員及び乳児保育担当職員は、岡山医学検査センターにて毎月検便検査を行っています。

栄養給与（給食・おやつで摂りたい栄養量の目安）

	エネルギー Kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミンA μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳 未満児	500	16.3 ～25.0	11.2 ～16.7	225	2.3	200	0.27	0.30	18
3歳 以上児	585	19.1 ～29.3	13.0 ～19.5	273	2.5	225	0.32	0.35	18

20 保健衛生について

1) 内科定期健康診断・眼科健康診断・歯科定期健康診断

嘱託医が内科健康診断を年2回、眼科健康診断を年1回、嘱託歯科医が年1回の定期健康診断を行います。当日欠席の場合は後日必ずご家庭より健診を受けてください。健診の結果は児童票に記載するとともに掲示板、あるいは個別にお伝えします。

2) 身長・体重測定

全年齢、毎月1回の身長・体重測定を行います。

3) 検査等

3歳以上児は業者による尿検査を6月までに行います。

4) その他

嘱託薬剤師による環境検査を随時実施します。その他お子様の健康状態や日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

2.1 御南まんまるこども園と保護者との連絡について

- 1) お子様を毎日健康で元気に園生活を送るために、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことはとても大切です。
そこで、2歳児まではICTシステム『すたんぷステーション』の連絡帳機能を用いて、健康面をはじめ、生活や遊びのようす等について相互に伝え合うようにしています。その他、成長が著しい0・1歳児はポートフォリオを活用した保育記録に取り組んでいます。
また、全クラス、毎日各クラス担任がホームページ内の『保護者の方へのお知らせ』にその日の保育活動を書き込みます。その他、手紙や場合によっては個別にメモなどで連絡することがあります。
- 2) 『すたんぷステーション』を使って、園からは連絡メールの送信、保護者からは欠席・遅刻連絡の送信ができます。また、毎月の身体計測の確認もできます。
- 3) 園内掲示板に毎日の保健情報等をお知らせしています。
- 4) 土曜日は、園からの連絡は省略させていただきますので、ご了承ください。
- 5) 保護者の連絡先は常に確実に届けておいてください。緊急時（急病など）、連絡がつかないことがあると大変困ります。
- 6) 保護者から園に連絡する場合、保育時間中の担任への電話は代われないことがありますのでご遠慮ください。
- 7) 園への連絡は、開園日の開園時間中（7:00～19:00）にお願いします。職員は緊急を要する場合を除き、勤務時間終了後は速やかに退勤します。閉園後の電話対応は原則できませんので、ご了承ください。
- 8) 同居人が感染症に罹った時は、速やかに園に連絡してください。
- 9) 毎月1回、園だよりを発行します。月の保育目標や活動内容、行事連絡、保健についてお知らせします。
- 10) 園のホームページ（ブログ）でも園生活のようすの一部を随時お知らせします。

2.2 お子様のケガや体調急変時の対応について

- 1) 教育・保育中のお子様の体調急変、その他緊急事態時は、予め保護者が指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医またはかかりつけ医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- 2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、関連機関等に連絡を取り対処します。予めご了承ください。嘱託医については『8 御南まんま

るこども園の概要』をご確認ください。

- 3) 3歳以上児クラスの教育・保育中に起きた軽微な怪我については、園の判断により念のため囑託医を受診することがあります。その場合、状況によっては保護者の方への連絡はお迎えの際の事後報告になることがありますのでご了承ください。

2.3 園児同士のトラブルへの対応について

特に3歳以上児クラスにおいては、園児同士のトラブルの中で、園児が身体的・精神的に傷ついたり、トラブルに発展したりすることが多くなります。このような事態は、園児が、自らの気づきにより、または、保育教諭からの適切な指導・教育により、他者との関わり方を学んでいくことにつながるものです。これに対する対応は幼児教育の担うべき責任であり、悪質な行為のある場合や重大な怪我の発生した場合を除き、園において主体的に行いますので、一任いただければと思います。

2.4 登園・降園・欠席について

- 1) 登園は8時45分までにお願いします。

遅刻などは園児にとっても一日の良いスタートとなりません。また保育教諭の業務にも支障をきたします。園を欠席、または病院等でやむなく遅刻する場合は、必ず9時迄にすたんぷステーションまたは電話で連絡してください。

- 2) 登降園の際には、ICタグで打刻を行ってください。

忘れた場合には、職員にお知らせください。

- 3) 迎えは決まった人（成人）でお願いします。

違う人が迎えの場合は必ず連絡をお願いします。連絡のない場合はお渡しできません。

- 4) 保育標準時間・保育短時間の終了時刻までにお迎えをお願いします。

お迎えが遅れる場合には、必ず保育終了時刻までに電話でご連絡ください。なお、終了時刻を過ぎた場合には、延長保育料が発生しますのでご了承ください。

- 5) カバンを間違えて持ち帰った際は、速やかに園に連絡をお願いします。

4・5歳児は、園規定の登園カバンを使うため、友達のもの間違えて持ち帰る可能性があります。忘れ物、間違いに注意してください。間違えて持ち帰った場合には、中身は開けず、速やかに園に連絡してください。

2.5 土曜日の保育について

土曜日の保育は、御南認定こども園での共同保育を基本とします。土曜日の保育を希望する場合は、別添資料④『土曜保育申込書』を必ず前月の25日までに提出してください。両親が仕事等、やむをえない事情に限り受け付けます。尚、やむを得ない事情であるのかを確認させていただく場合があります。保育短時間利用児、また1号認定児の土曜保育は原則行いません。

26 病気のお子様についての留意事項

1) 登園前の園児の健康チェックを必ずお願いします。

お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。そして、0歳児・1歳児は、すたんぷステーションの連絡帳に家庭での状況を入力してください。登園時に不調または高熱が疑われる場合や、0歳児・1歳児は、毎日朝と昼に職員が検温します。登園前にご家庭で【①機嫌の善し悪し②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態⑤目の充血の有無】など、いつものお子様とようすが異なっていないかよく確認してください。異常のある場合や前日に嘔吐や発熱、下痢などがあった場合は必ず朝の検診時に保育教諭に伝えてください。但し、御南まんまるこども園では病児保育は行っておりません。

2) 薬の服用は原則として園ではできません。

医師の指示でやむをえず昼に服用しなければならない場合は、別添資料⑤『こども園とくすり』をよく読んで、『薬服用依頼書』『塗り薬使用依頼書』に記入の上、薬とともに朝の検診時に保育教諭に渡してください。

3) 発熱や嘔吐、下痢などの体調不良時は連絡しますのですぐ迎えに来てください。

4) 感染症について

別添資料⑥『出席停止について』に記載されている感染症（学校保健安全法第19条の規定に準じて、出席停止の取り扱いとなる）に罹った場合は、治癒するまで欠席となります。病気回復後は医師の『証明書又は意見書』が必要です。但し、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、提出の必要はありません。また、別添資料⑥『登園届』に記載されている感染症に罹った場合は保護者の方に『登園届』を提出していただきます。

5) その他、病気等について

感染症の他にも病気等において、集団保育上、医師の診断書や指示書が必要と園長が判断した場合は、指示に従ってください。

27 予防接種について

こども園は多くの園児が集団で生活する場です。園内でも病気の感染予防には努めていますが、乳幼児は病気の抵抗力が弱いので、容易に感染します。入園前に可能な予防接種は受けてください。なお、接種後は必ず園にご連絡をお願いします。

予防接種についての詳細は、岡山市から配布されている『予防接種手帳』『親子（母子）健康手帳』や岡山市広報などをご覧ください。

28 健康支援と家庭生活・衛生について

1) 早寝・早起き・朝ごはんはとても大切です。

- ①起床は午前6時～7時、就寝は午後8時～9時を心がけ、生育に必要な十分な睡眠を取りましょう。（1日約10時間）
- ②朝ごはんは1日の良いスタートとなるように可能な限り家族で食卓を囲みましょう。

③食事はバランスのとれた食材、温かみのある手作りの料理を心がけましょう。

④朝、排便の習慣を身につけましょう。

- 2) 肌着をはじめ、制服は毎日洗濯をした清潔なものを着用してください。
- 3) 洗顔、歯みがきはもちろん、手洗いは感染症予防にとっても有効です。家族で習慣化しましょう。登園時には必ず手洗いをしてください。
- 4) 頭髪は毎日シャンプーをしましょう。(頭ジラミの予防) また、夏期は短くしましょう。前髪は目に入らないように短くしましょう。髪型は園児らしく爽やかに整えましょう。染色や極端な刈り上げ等の場合は直していただく場合があります。
- 5) 爪は少し当たただけで相手を傷つけます。必ず短く、丸く切ってください。
- 6) 毎晩、寝る前に1冊の『絵本』や『童話』の読み聞かせをお願いします。本好きの子に育つと共に、落ちついて、安心して入眠できる習慣が身につきます。

29 送迎時の留意事項（親は子の鏡）

- 1) 保護者の皆さんは、園児のモデルとして、園児、保護者、職員、地域の方など、誰に対しても気持ちの良い挨拶をしましょう。また、衛生上の観点から登園時の手洗いにご協力をお願いします。
- 2) 園の交通ルールを守り、園外では安全のためにお子さんと手をつなぎましょう。
- 3) 服装や言葉遣いに気を付けましょう。
- 4) 携帯電話やスマートフォンを使用しながらのお迎えはご遠慮ください。
- 5) 安全上の観点から、園児の送迎は、必ず成人が行ってください。
- 6) 給食の見本を園内の検食台に展示しています。また、教育・保育のようすを園内掲示板に適宜掲示しています。それらについて、お子さんが発するお話に耳を傾けてあげてください。

30 送迎時における交通ルールについて

- 1) 園では交通安全のため、保護者会との協議の上、『絶対に交通事故を起こさない』のスローガンの下、車での送迎について独自のルールを定めています。この交通ルールは別添資料⑦を参照の上、必ず遵守してください。また、送迎者がいつもの人と異なる場合には交通ルールを周知徹底してください。
- 2) 降園は、安全と渋滞緩和のため、遊具などでは遊ばず、速やかに帰りましょう。

31 保護者会について

御南まんまるこども園には在園児の保護者で組織する保護者会があります。

保護者会の目的は、園のサポーターとして園児の心身の健やかな育成の援助であり、園の教育・保育活動に対する積極的支援と参加、交通安全の推進活動を行います。また、保護者の研修と親睦を深めることを目的に講演会など研修会を行います。

保護者会は、年に1回総会を行い、事業報告、決算報告、役員選出、事業計画案、予算案等を審議します。役員は各クラス1名以上選出し、年間4～5回の役員会を実施します。

役員会では主な保護者会活動について協議します。

3.2 服装・準備物などの詳細について

園生活を始めるにあたり、服装（制服）や用品、準備物に規定を設けています。詳細、購入については、『服装・準備物・用品について』『用品注文書』をご確認ください。

3.3 賠償責任保険の加入

- 1) 保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 2) 賠償責任保険（身体：1名3億円、1事故10億円 財物：5千万円）に加入し、その他、普通傷害保険にも加入しています。

3.4 非常災害時の対応について

消防計画作成 (変更)届出書	岡山北消防署 平成30年2月28日 届出			
	防火責任者	渡邊 祐三		
避難訓練	火災及び地震・水害を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。			
防災設備	消火器・自動火災報知設備・火災通報設備			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	御南西公民館

3.5 虐待防止のための措置

御南まんまるこども園は、園児に対して、暴力行為やわいせつ行為、無視や保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市こども総合相談所（児童相談所）

〒700-0914 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）

TEL：086-803-2525

3.6 個人情報保護に関する基本方針について

御南まんまるこども園は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取扱いに当たり関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者の皆様や地域から信頼される園づくりに努めます。

1) 個人情報の取得、利用及び提供について

- ①個人情報の取得に際して、私的利用をできるだけ特定した上で本人に通知、または公表します。
- ②個人情報はその利用目的の範囲内で適切に利用し、外部に提供する場合は本人の同意を得ることとします。

2) 個人情報の適正な管理について

- ①個人情報は、漏えい、滅失また棄損などがないよう適切に管理します。
また、不要となった個人情報は確実に廃棄または消去します。
- ②役職員や関係者に対しては、個人情報に関する教育、及び研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。
- ③利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

3) 個人情報の開示、修正及び利用停止について

本人から個人情報について開示、修正及び利用停止の請求があった時は、内容を確認し、速やかに対応いたします。

4) 苦情等の対応について

個人情報の取扱いに関する苦情・要望・質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取扱いに関し、苦情等がございましたら『38 保育相談に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情』をご確認の上お申し出ください。

37 保育相談に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

1) 御南まんまるこども園の相談・苦情対応窓口について

〒700-0951 岡山市北区田中 165 番地の 103

TEL:086-244-6111 FAX : 086-244-2111

- ◇ 相談・苦情受付担当者 副園長 岸 智明
- ◇ 相談・苦情解決責任者 園長 渡邊 祐三
- ◇ 第三者委員 社会福祉法人橘会 監事 同前 隆志
- ◇ 第三者委員 社会福祉法人橘会 監事 光畑 正樹

※社会福祉法人橘会 顧問弁護士

おかやま駅前法律事務所 弁護士 中濱 孔貴

〒700-0024 岡山市北区駅元町 31 番地 3 号 香西ビル 5 階)

TEL : 086-250-0222

2) 園以外の相談・苦情受付窓口について

- ◇ 岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部 幼保運営課 指導係
〒700-0913 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
TEL : 086-803-1227

- ◇ 岡山県運営適正化委員会 (社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)
〒700-0807 岡山市北区南方二丁目 13 番 1 号
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階
TEL : 086-226-9400